

船舶事故調査報告書

平成26年3月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成25年9月20日 11時40分ごろ
発生場所	熊本県 ^{あしきた} 芦北町 ^{たけ} 竹島北方沖 芦北町所在の ^{おきのしま} 沖島灯台から真方位056° 1,000m付近 （概位 北緯32° 18.3′ 東経130° 27.3′）
事故調査の経過	平成25年9月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第二十六 ^{こうぎよ} 行漁丸、4.9トン KM3-47591（漁船登録番号）、個人所有 11.98m (Lr) × 2.73m × 0.91m、FRP ディーゼル機関、391kW（動力漁船登録票による）、平成元年5月6日
乗組員等に関する情報	船長 男性 31歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年8月20日 免許証交付日 平成24年10月25日 （平成30年8月19日まで有効） 甲板員A 女性 58歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成2年12月6日 免許証交付日 平成22年11月22日 （平成27年12月5日まで有効） 甲板員B 男性 22歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成23年10月31日 免許証交付日 平成23年10月31日 （平成28年10月30日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（甲板員B）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員A及び甲板員Bが乗り組み、竹島北方沖200m付近において、ごち網漁の操業を終え、船長が操舵室後方で手

	<p>動操舵を行い、芦北町^{さしき}佐敷港へ向けて航行を開始した。</p> <p>甲板員Aは、操業を終えてから、船首甲板右舷側で右舷方を向いて漁獲物の選別作業を行い、甲板員Bは、船首甲板左舷側で船体及び甲板の清掃作業を始めた。</p> <p>甲板員Aは、発進後間もない、平成25年9月20日11時40分ごろ、船長が急に機関を後進にかけたことから、不審に思っただ操舵室後方の船長のもとに向かったところ、左舷側約10mの海上で溺れている甲板員Bを目撃した。</p> <p>船長は、甲板員Aに俺が行く旨を伝え、合羽ズボンと長靴を脱ぎ、岸壁との緩衝用に使っていたロープを取り付けた防舷材（長さ約1m）を持ち、海に飛び込み、泳いで救助に向かった。</p> <p>船長は、溺れていた甲板員Bにたどり着いた後、防舷材につかまらせようとしていたが、防舷材につかまらせることができず、船長につかまらせ、自らが防舷材を持って救助を待った。</p> <p>甲板員Aは、本船が後進行きあしで2人から離れていくことから、船首マストに掛けてあった救命浮環を2人に目掛けて投げたが、届かず、無線で僚船に救助を求めたものの、応答がなく、また、船長の携帯電話の使用方法も分からなかった。</p> <p>甲板員Aは、本船を操船して2人に近づいたとき、甲板員Bはつかまっていた船長から離れて沈んでいき、船長に呼び掛けたが、応答がなかったので、本船を操船して芦北町^{おおや}大矢漁港まで向かい、親族3人を乗せて本事故発生場所に戻り、防舷材につかまって浮いていた船長を救助して佐敷港へ向かった。</p> <p>船長は、救急車で病院へ搬送されたが、溺死と検案された。</p> <p>甲板員Bは、行方不明となり、22日09時ごろ本事故発生場所付近で捜索中の僚船に揚収され、医師の検視の結果、溺水による窒息死と診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約2m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員Aは、右舷方を向いて漁獲物の選別作業をしており、甲板員Bが落水したことに気付かなかった。</p> <p>甲板員Bは、日頃から、操業を終えて水揚げを行う佐敷港へ向けて航行する際、操業海域の底質が砂地のため、揚網作業時に左舷船首側の甲板や外板などが砂で汚れるので、ブラシで洗い流す作業を行っていた。</p> <p>左舷船首側甲板は、中央のいけすとブルワークとの間に凹部があり、いけすとの高さが均一になるように床板が敷き詰められ、床板からブルワーク上縁までの高さは約55cmであった。（写真1参照）</p>

写真1 船首甲板の状況

救命浮環



甲板員Bは、泳げなかった。

船長及び甲板員Aは、甲板員Bが泳げないことを知っていた。

甲板員Bは、長袖Tシャツと合羽ズボンを着用し、長靴を履いていた。

乗組員全員が、救命胴衣を着用していなかった。

本事故当時には、周囲に船舶はいなかった。

船長及び甲板員Bの健康状態は、良好であった。

分析

乗組員等の関与

船体・機関等の関与

気象・海象の関与

判明した事項の解析

あり

なし

なし

甲板員Bの死因は、溺水であった。

本船は、竹島北方沖において、ごち網漁の操業を終え、佐敷港へ向けて航行中、甲板員Bが、船首甲板左舷側で立って甲板や外板の清掃作業をしている際、落水したことから、死亡するに至ったものと考えられるが、落水した状況及び救助に行った船長が、甲板員Bを船長につかまらせ、防舷材を持って救助を待っていたときに甲板員Bが溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。

甲板員Bは、救命胴衣を着用していれば、救助された可能性があると考えられる。

なお、船長は、甲板員Bを船長につかまらせ、防舷材を持って救助を待っていたときに溺水したものと考えられる。

原因

本事故は、本船が、竹島北方沖において、ごち網漁の操業を終え、佐敷港へ向けて航行中、甲板員Bが、船首甲板左舷側で立って甲板や外板の清掃作業をしていた際、落水したため、発生したものと考えら

	れる。
参考	<p>本船所属の漁業協同組合は、本事故後、次のような措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員に対して救命胴衣購入の斡旋を行い、その着用を指導した。 ・ 海上保安庁職員を招き、安全講習会を開催した。 <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救命胴衣等の着用に努めること。 ・ 乗組員は、全員が、家族、他船舶及び所属漁業協同組合等との連絡を確実に取れる体制を整えておくことが望ましい。 ・ 乗組員が落水した場合、冷静に安全を考慮しながら、救助活動を行うこと。